

子どもにとって安心できる居場所とは ～校内別室支援実践から見たもの～



2024年2月6日(火)

NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさき

古豊 慶彦

NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさき設立経緯

2014年1月 新上五島町で当時中学3年生の男子生徒が自死する事件がある

2015年5月 市民団体「子どもの権利条約ながさきネット」設立
→子どもの権利等に関心のある団体・個人が繋がり合いともに学び合う

2016年1月 新上五島町立学校におけるいじめに関する第三者調査委員会が調査報告書を町に提出（公開は2018年1月）

2018年6月 「子どもの権利条約ながさきネット」の一事業として、子どもの権利オンブズパーソンながさき事業を開始

2020年2月 独立しNPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさきとして団体化

調査報告書第8章提言—再発防止に向けて—（調査報告書P84～）→第3 学校及び教育委員会に対して→12 生徒の自殺が起きた時の調査について、にて以下3点の提言

■生徒の自殺が起きた場合、いじめが背景にあるのではないかと推定し、組織を設けての調査（詳細調査）を行うことを原則とする。

■詳細調査が始まる前に活動する、公平・中立な立場にある常設専門家の創設を検討する。

■公平・中立な立場にある常設専門家は、最初のアンケート及び聴き取りを指導するほか、常設専門家の立場から見て必要な行為を行う。

NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさきについて

(目的)

第3条 この法人は子どもに関する相談支援事業を行うとともに、子どもの権利条約の周知、子どもに関する制度や施策への提言などを行い、子どものいのちと権利が大切にされ、子どもが安心してSOSを発信することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

毎週3日（水曜日11:00～19:00、木曜日18:00～21:00、土曜日14:00～18:00）相談窓口としてオンブズルームを開所し、電話・メールなどで子どもに関する相談を受けつける。

子どもの権利フォーラムの共催など、市民の方々と一緒に学ぶ機会をつくる。子どもアンケートの実施など、子どもの声を聞かせてもらう。相談などから見えた課題等を整理し、制度や政策への提言などをする。

えぬびーおーほうじん
NPO法人

こどものいのちとけんりをまもる

けんり
子どもの権利オンブズパーソンながさき

おはなし
きかせて



あいている じかん

水ようび 11:00~19:00

木ようび 18:00~21:00

土ようび 14:00~18:00

そうだん ☎ 080-3187-9156



※そうだんはむりょうです

ホームページ▶



そうだんメール komb.nagasaki@gmail.com

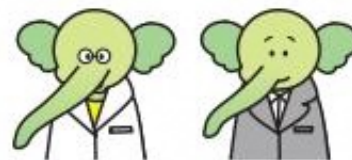
Copyright © 2014 NPO法人えぬびーおーほうじん. All rights reserved.



- ・いじめられている
- ・せんせいがこわい
- ・おうちに いづらい
- ・いやなことがある など...

あなたにとっての いいほうほう
いっしょに かんがえよう

オンブズルームへ
おいで
おはなし きかせて



オンブズパーソン

おいしゃさん や べんごしさん も
あなたのことを かんがえてくれるよ

子どもには『休む権利がある』

第31条【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。



締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

「読んでみよう!」子どもの権利条約」第1～40条日本ユニセフ協会抄訳」より

<https://www.unicef.or.jp/crc/assets/data/CRC.pdf>

子どもには『休む権利がある』

すべての子ども・おとなに知してほしい

子ども 基本法 とは？



子どもまんなか
子ども家庭庁

COLUMN

「児童の権利に関する条約」に
ついて知っておこう! ①

児童の権利に関する条約

この条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、
現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。

18歳未満の児童(子ども)を権利を持つ主体と位置づけ、
大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、
成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

この条約には、4つの大切な考え方があり、
子ども基本法を知る上でとても大切になります。
詳細な内容は次のページにまとめています。



COLUMN

「児童の権利に関する条約」に
ついて知っておこう! ②

児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則

(日本ユニセフ協会ホームページより抜粋)

生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、
医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、
「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、
おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など
どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「子どもの権利条約」(日本ユニセフ協会ホームページ)はこちら
URL:https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html



子どもには『休む権利がある』

義務教育の段階における普通教育に相当する

教育の機会の確保等に関する法律

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

校内別室支援について



誰一人取り残されない

学びの保障に向けた

不登校対策

1

不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

01

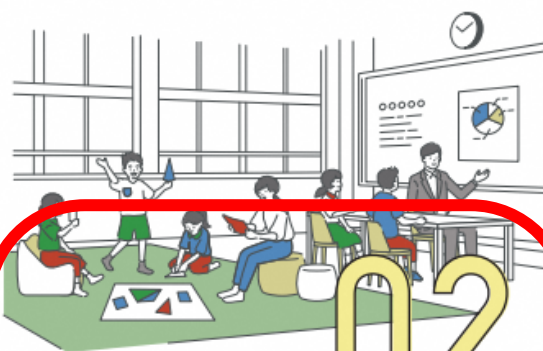
不登校特例校の 設置を促進

令和5年2月現在 不登校特例校： 21校
設置していないが設置を検討している市町村： 379

早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校を目指します。このため、設置事例や支援内容等について全国に示すとともに、都道府県が域内の設置状況を踏まえ積極的な役割を果たすことを明確にします。

人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化するとともに、他の学校の児童生徒へのオンラインを活用した相談支援、他の学校への助言やノウハウの普及を行います。

「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立った対応しいものとします。



02

校内教育支援センター (スペシャルサポートルーム等) の設置を促進

令和5年2月現在 全ての学校に設置している市町村： 228
設置している学校がある市町村： 1015

自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を学校内に設置します。

自分のクラスとつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

教育支援センター の機能を強化

03

令和5年2月現在 単独で設置している市町村： 1147
他の自治体と共同設置している市町村： 126
設置していないが設置を検討している市町村： 134

不登校の児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちが様々な学びの場や居場所につながるできるよう、地域の拠点としての教育支援センターに求められる機能や役割を明確化します。

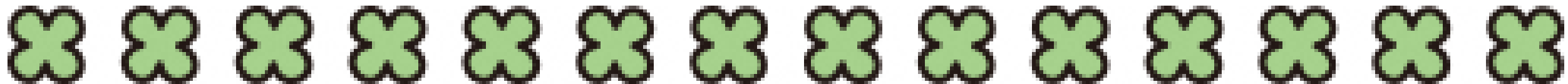
民間のノウハウを取り入れた不登校の児童生徒への支援が行えるよう、業務委託や人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化します。

より広域の子供たちや保護者につながるよう、オンラインによる支援機能を強化するとともに、在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

併せて、不登校の児童生徒への支援におけるメタバースの活用について、実践事例を踏まえた研究を行います。

大人に対する不信感を軽減する

「気持ちなんてどうせわかってくれないでしょ」



「〇〇したい」という意欲を高める

「学校に行けない自分は楽しんではいけない」

「教室に入れていない自分は贅沢してはいけない」

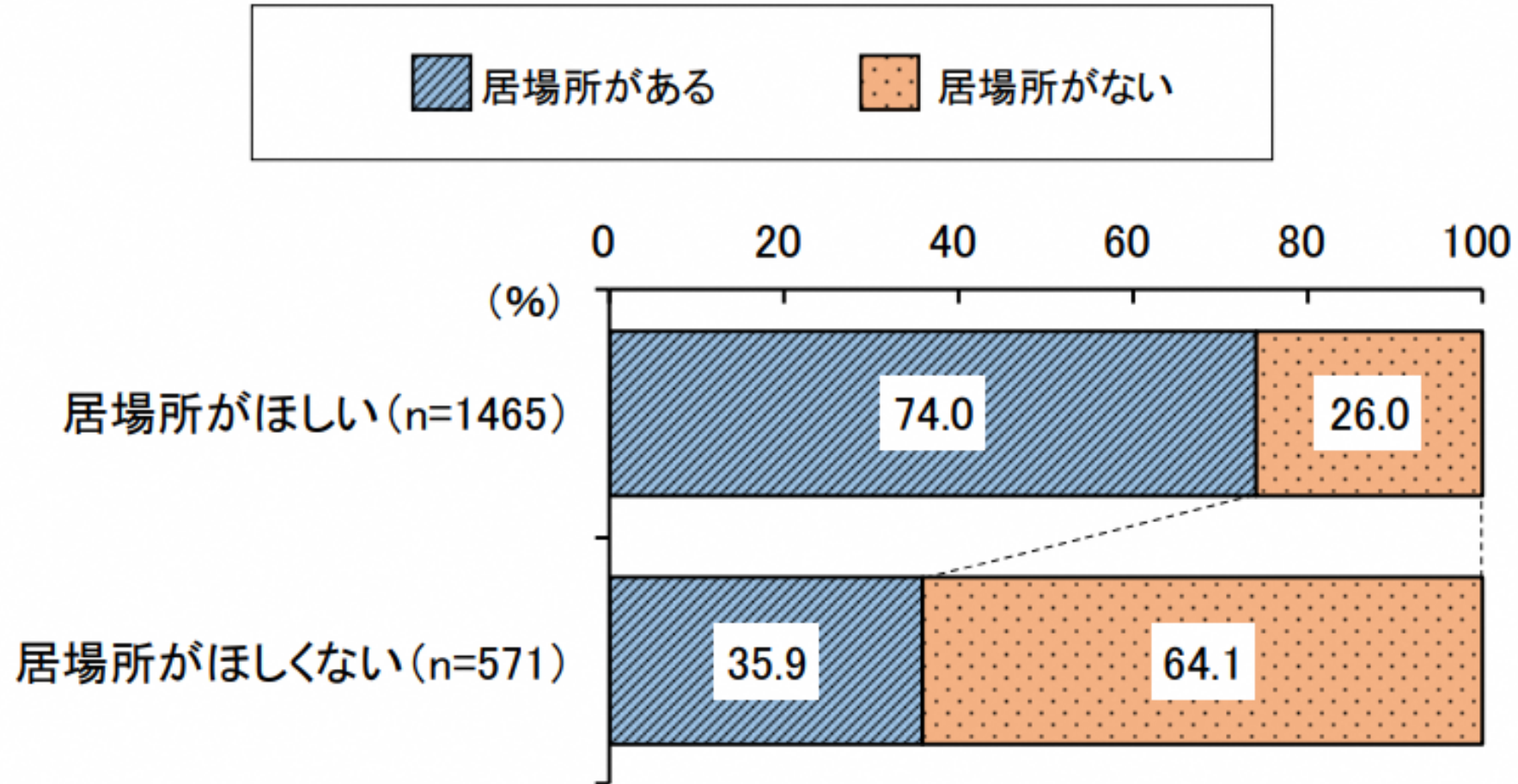
「〇〇したい」という意欲を高める

「皆が学校に行っている間はゲーム禁止」

「学校があっている時間は外出禁止」

「教室に入れていないんだから△△くらいはしよう」

図表 38 居場所のニーズ⁵³別、居場所の有無⁵⁴



「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書内閣官房 こども家庭庁設立準備室」より

図表 9 こども・若者の居場所に関する理念や視点、求められる要素(概要)

- ① こども・若者が安心して休息できること、安らげること
- ② こども・若者がありのままの自分でいられること、受容されること
- ③ こども・若者が自分の気持ちや意見を表現できること
- ④ こども・若者が自己肯定感を抱けること
- ⑤ こども・若者が自分の役割を感じられること、自己有用感を抱けること
- ⑥ こども・若者が自分の存在を認識できる、生きているという感覚を抱けること
- ⑦ 人と人との関係性が開かれていくこと
- ⑧ 自分さがしの学びが生まれること
- ⑨ いつでもある、戻れる場所であること（年齢により途切れることがない）
- ⑩ こども・若者が主体であること
- ⑪ いつでも自由に1人で行けること
- ⑫ 過ごし方を選べること
- ⑬ こども・若者の味方である大人がいること

「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書内閣官房 こども家庭庁設立準備室」より

子どもに必要な 居場所を考える

～2年間の校内別室支援事業を通して～

NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき
令和4年度 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業
「不登校児童生徒支援における学校内別室への支援員派遣事業」



専門家

『 子どもを守る港があること 』

別室は、そこを訪れる子どもにとって「港」のような役割として存在しているといえます。教室にいることに不安や葛藤、緊張を感じている子どもは、そのことで心のエネルギーをすぐに使い果たしてしまい、枯渇している状態にあります。別室は、力をふりしぼって登校してきた子どもがふっと力を抜いて自分らしさを取り戻すことができるための場所であり、それが学校外ではなく学校内で認められているということが大切です。小学校の実践でいえば、「行ける場所があることでうろつきにくくなる」という子どものポジティブな変化に示されているように、行き場のない思いを受け止めてもらう経験との出会いがとても重要だといえます。

「別室の利用を認めると、それが癖になって教室に戻れなくなってしまうのでは」という声も聞かれます。しかしそうした見方には、「子ども本人の視点・意見」が不在ではないでしょうか。子どもが「いま・ここ」で一番求めているものが教室ではない場所での充電であるならば、まずはそのエネルギーが少しずつでも回復していくことが何よりも大切です。またそのようにして別室という「港」で安心して過ごした経験は、その後の航海すなわち学校生活や卒業後の人生を、しなやかに支えてくれる土台にもなり得るのです。

ではどのくらいの時間が別室で必要なのでしょう。それはまさに子どもによって多様です。だからこそ、子ども一人ひとりの気持ち・視点・タイミングと一緒に確認しながら「待つ」ことのできる学校づくりと、それを実現する行政支援が求められています。

石川 衣紀(長崎大学教育学部准教授)

『別室はそこを訪れる子どもにとって「港」のような役割として存在しているといえます。別室という「港」で安心して過ごした経験は、その後の航海、すなわち学校生活や卒業後の人生を、しなやかに支えてくれる土台にもなり得るのです。』



ご清聴ありがとうございました

